

2012.02.17

カンボジア法務事情（1）－弁護士事情

数年前にカンボジアのシェムリアップを訪れ、アンコールワットの遺跡群を4日掛けて回りました。その哲学的で、巨大、精緻かつ端麗な遺跡群に息を呑みながら、なぜこの遺跡群を回るのに、ベトナムの私企業に拝観料を払うのか、アジアの至宝と思えるこの遺跡を作った人達の子孫であるカンボジアの子供達が、ワンダラー、ワンダラーと言って物乞いをしなければならないのか、その旅は、感激だけに終わらない様々なことを考えるものとなりました。シェムリアップは、20年前にはクメールルージュの拠点でもあった場所で、今も道の脇には地雷危険、立ち入り禁止のマークが続きます。原始共産制を指導原理としたクメールルージュは、大量の虐殺を行い、その被害者の数は100万人を超えるとも言われています。1993年にUNTACによる初の民主選挙が行われようとしている頃に出会ったカンボジアの若い法学生は、その虐殺で裁判官、検察官とともに弁護士もほぼいなくなってしまったと言っていたことを思い出します。

その後カンボジアの法支援には、日本も多大な貢献をし、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの制定に関与してきました。現在は、ベトナム国境

近くでのカジノを含むリゾート開発など、現代的な開発が進んでいますが、そこでは、デューディリジェンスなどに弁護士が前面に立つような事件も出てきています。カンボジアの弁護士は、現在はどのような資格制度となっているのでしょうか。

1. 弁護士資格

1995年施行された弁護士法によれば、カンボジア王国弁護士会に属さなければならないとされています。弁護士会が強制加入である点は、日本と同じです（ちなみにアメリカでは全米弁護士協会への加入は任意です）。

カンボジアで弁護士になるには、2つの方法があります。1つは、カンボジア王国弁護士会が行う司法試験に合格し、司法研修所に入所、卒業することです。カンボジア国籍を有していること、法学士またはそれと同等の資格を持っていること、犯罪歴、破産歴が無いことが前提条件です。司法試験は日本では、最高裁が主催する点が異なっています。司法試験は2002年に始まった制度のようです。

もう1つの方法は、裁判官で一定の経験年数があるか、外国で法曹資格を得ているか、法学博士の資格を有しているか、法学士の資格で司法または法律の業務に2年以上携わっていることです。こちらの申し込みについては、手続きが煩雑で、何度も聴取等がなされるとのことです。日本でも法学部の教授など専門家に限り、司法試験合格を前提としない弁護士認定の制度がありましたが、これは廃止となっています。やはり、一定のクオリティを保つためには、こちらの方法は厳格な審査が必要でしょう。

2. 弁護士資格の取得後の訓練

資格取得の後、一年間は訓練期間として弁護士事務所か NGO で研修を受けなければなりません。弁護士会は、それにより適正を判断し、研修が足りないと判断されればさらに研修を受けるよう指導するとのこと。当初は、この研修生を受け入れてくれる弁護士事務所が少ないのが問題だったようですが、弁護士法が制定されて 10 年あまり、状況は、変わりつつあるようです。

3. 外国人弁護士

外国人弁護士は、カンボジア王国弁護士会に加入せずに、弁護士活動をする事は出来ません。またカンボジアの弁護士に対しても、その国で弁護士活動を許している国の弁護士にだけ、加入が認められています。この点は、日本とも大きく変わりません。

この記事は、ラジャ・タン法律事務所, ジャパン・デスク, 中川真理子弁護士 (オーストラリア資格) mariko.nakagawa@rajahtann.com +65 6232-0411 (シンガポール事務所) +84 8 3821-2673 (ホーチミン支店) <http://jp.rajahtann.com> (日本語ウェブサイト) から、頂いた情報を元に執筆致しましたが、文責は全て執筆者にあります。

筆者：弁護士 苗村博子

(苗村法律事務所所長、1987 年弁護士登録)

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。